

第6章 外来医療に係る医療提供体制の確保（鳥取県外来医療計画）

第1節 基本的な考え方

外来医療計画については、無床診療所の開設状況が都市部に偏在する地域が見られることから、地域ごとに外来医療機能に関する協議の場を設置して、外来医療機能の地域偏在状況等を可視化し、新規開業者等が開業場所の参考とすることで、その偏在是正を促すものです。

また、夜間・休日等における救急医療提供体制や在宅医療、学校医などの地域の外来医療機能について、各地域でその維持や充実が課題となっているものもあることから、それらの機能を担うよう、各圏域における協議を踏まえ新規開業者等に協力を求めることで、地域で不足する外来医療機能の維持を図るものです。

これまで個々の医療機関の自主的な取組に委ねられてきた医療機器の共同利用については、医療機器の共同利用の方針を定めるなど地域ぐるみで取組を進めることで、医療機器の効率的な活用を促進するものです。

なお、外来医療計画の取組は、医師の開業に係る規制や制限を意図するものではありません。

（１）計画の位置づけ

医療法第30条の4第2項第10号の規定に基づく鳥取県保健医療計画の一部として策定します。

（２）対象区域の設定及び協議の場の設置

<対象区域>

医療法第30条の18の2の規定による外来医療提供体制を確保するための協議を行う区域は、医療計画に定める二次医療圏とします。

対象区域 (二次医療圏)	市町村
東 部	鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町
中 部	倉吉市、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町
西 部	米子市、境港市、日吉津村、大山町、南部町、伯耆町、日南町、日野町、江府町

<協議の場>

医療法第30条の18の2の規定により、外来医療機能に係る医療提供体制を確保するに当たり、診療に関する学識経験者の団体その他の医療関係者、医療保険者その他の関係者と外来医療機能の偏在・不足等への対応に関する事項等について協議を行う必要があります。そこで、本県ではこれらの協議の場として、二次医療圏ごとに設置している地域医療構想調整会議を活用することとします。

第2節 外来医師偏在指標と外来医師多数区域の設定

(1) 外来医師偏在指標の基本的な考え方

外来医師偏在指標は、外来医療機能の多くは診療所が担っていることから地域の診療所従事医師数を用いて算定しており、それに医師の性・年齢別の平均労働時間、地域の性・年齢別外来受療率、病院と診療所の外来医療対応割合、患者の流出入等の状況を反映させたうえで、人口10万人あたりに換算し算出されています。

(参考) 国が示す外来医師偏在指標の算定方法

外来医師偏在指標＝
$\frac{\text{標準化診療所従事医師数}^{(\ast 1)}}{\text{地域の人口(10万人)} \times \text{地域の標準化外来受療率比}^{(\ast 2)} \times \text{診療所外来患者数割合} \times (\text{病院} + \text{一般診療所外来患者流出入調整係数})}$

(※1) 標準化診療所従事医師数 = $\sum \text{性・年齢階級別診療所従事医師数} \times \text{性・年齢階級別労働時間比}$

(※2) 地域の標準化外来受療率比 = $\frac{\text{地域の期待外来受療率}^{(\ast 3)}}{\text{全国の期待外来受療率}}$

(※3) 地域の期待外来受療率 = $\frac{(\sum \text{全国の性・年齢階級別外来受療率} \times \text{地域の性・年齢階級別人口})}{\text{地域の人口}}$

(2) 外来医師多数区域の設定

鳥取県の外来医師偏在指標は、全国平均 112.2 に対し、都道府県別では、124.2 (全国 9 位) であり、二次医療圏別では、東部圏域が 109.6 (全国 103 位)、中部圏域が 117.9 (全国 66 位)、西部圏域が 141.3 (全国 17 位) となっています。

国においては、外来医師偏在指標の値が全二次医療圏中、上位 33.3% に該当する二次医療圏を「外来医師多数区域」と設定することとされており、鳥取県では、全圏域が該当しています。

※外来医師偏在指標は一定の仮定のもとに算出しており、入手できるデータに限界があることから必ずしも全ての医師偏在の状況を表しているものではありません。また、へき地等の地理的条件を勘案していないなど、当該指標は、あくまで全国における相対的な偏在の状況を表すものであり、絶対的な基準として取り扱うことがないよう、留意する必要があります。(国ガイドラインより引用)

上記の国ガイドラインに基づき、外来医師偏在指標の算出に当たっては、へき地等の地理的条件など、地域の実情を反映したものとは言えないことから、本県においては、外来医師偏在指標は参考値として取り扱います。また、「外来医師多数区域」については、本県では外来医師偏在指標を参考値として取り扱うことから、外来医師多数区域は設定しないこととします。

<外来医師偏在指標（参考値）>

圏域名	外来医師偏在指標		標準化診療所 従事医師数	標準化外来 受療率比	診療所 外来患者数割合	病院+一般診療所外来患 者流出入調整係数
	参考値	全国順位				
全国	112.2	—	107,226 人	1.000	75.5%	1.000
鳥取県	124.2	9 位	546 人	1.055	72.8%	1.027
東部	109.6	103 位	197 人	1.038	76.1%	1.020
中部	117.9	66 位	85 人	1.092	66.4%	0.988
西部	141.3	17 位	263 人	1.056	72.5%	1.047

出典：厚生労働省ブックデータ

第3節 新規開業者等に対する情報提供及び対応等

（1）外来医療に係る状況

①外来患者数

（全県）

本県の人口10万人あたりの通院外来患者延数は、1,206,477人で、全国平均の1,193,070人を上回っています。外来患者の7割以上を一般診療所が対応しています。

（二次医療圏）

二次医療圏別にみると、人口10万人あたりの通院外来患者延数は、西部圏域が最も多く1,320,241人で、次いで、東部圏域、中部圏域の順になっています。内訳をみると、病院における外来患者延数は、中部圏域が最も多く380,484人で、次いで西部圏域、東部圏域の順となっています。また、一般診療所における外来患者延数では、西部圏域が960,148人と最も多く、東部圏域、中部圏域の順となっており、中部圏域では他の圏域と比べ、病院における通院外来患者の対応割合が高くなっています。

<人口10万人あたり通院外来患者数と通院外来患者の対応割合>

	病院		一般診療所		計	
全国	290,712	24%	902,358	76%	1,193,070	100%
鳥取県	328,675	27%	877,802	73%	1,206,477	100%
東部	272,648	24%	857,429	76%	1,130,077	100%
中部	380,484	34%	733,831	66%	1,114,315	100%
西部	360,093	27%	960,148	73%	1,320,241	100%

出典：厚生労働省「NDB」（令和元年度）

②医療機関数

（全県）

令和2年10月1日現在の医療施設調査によると、本県の病院数は43施設、診療所は490施設となっています。診療所数は全国では増加傾向にありますが、本県では平成14年をピークに減少傾向にあります。

また、人口10万人あたりの一般診療所数は88となっており、全国の81を上回っています。

(二次医療圏)

病院数は概ね横ばいとなっていますが、診療所数は、いずれの圏域においても減少傾向に転じています。

<病院数の推移>

	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H26	H29	R2
全国	9,490	9,286	9,187	9,026	8,794	8,605	8,493	8,412	8,238
鳥取県	42	44	46	45	46	45	45	44	43
東部	14	14	15	14	14	14	14	14	14
中部	10	10	11	11	11	11	11	10	10
西部	18	20	20	20	21	20	20	20	19

出典：厚生労働省「医療施設調査」

<一般診療所の推移>

	H8	H11	H14	H17	H20	H23	H26	H29	R2
全国	87,909	91,500	94,819	97,442	99,083	99,547	100,461	101,471	102,612
鳥取県	518	519	555	542	527	517	511	497	490
東部	201	204	217	206	203	196	191	189	184
中部	96	92	97	99	91	87	85	80	81
西部	221	223	241	237	233	234	235	228	225

出典：厚生労働省「医療施設調査」

③医師の状況

(全県)

本県の令和2年12月31日現在の人口10万あたりの医師数は、病院214人（全国171人）、診療所98人（全国85人）で、ともに全国を上回っています。

本県の診療所医師の平均年齢は61.2歳（全国60.2歳）と60歳を超えており、うち65歳以上の割合は41.2%（全国35.7%）と40%以上となっています。平均年齢及び高齢化率は全国より高くなっており、診療所医師の高齢化が進んでいます。

(二次医療圏)

いずれの圏域においても60代の医師が約3割（東部圏域33.7%、中部圏域34.1%、西部圏域29.2%）と多数を占めており、65歳以上の割合は、東部圏域が46.7%と最も高く、次いで西部圏域が39.0%、中部圏域35.3%の順となっています。

<病院・一般診療所医師数>

圏域	病院		一般診療所		合計	
	医師数	人口10万対	医師数	人口10万対	医師数	人口10万対
全国	216,474	171	107,226	85	323,700	256
鳥取県	1,194	214	548	98	1,742	312
東部	367	164	199	89	566	253
中部	135	134	85	84	220	218
西部	692	298	264	114	956	412

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計（令和2年12月31日現在）」

<一般診療所従事医師数（性・年齢別）>

圏域	性別	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計	うち 65歳以上
全国	男性	197	2,866	11,878	21,951	27,353	14,988	5,718	84,951	33,850
	女性	112	2,187	6,334	6,544	4,482	1,909	707	22,275	4,447
	計	309	5,053	18,212	28,495	31,835	16,897	6,425	107,226	38,297
鳥取県	男性	1	11	51	104	159	87	38	451	203
	女性	1	5	30	30	14	13	4	97	23
	計	2	16	81	134	173	100	42	548	226
東部	男性	0	3	18	35	62	33	15	166	82
	女性	0	3	10	7	5	6	2	33	11
	計	0	6	28	42	67	39	17	199	93
中部	男性	0	2	9	16	26	8	8	69	27
	女性	0	0	4	8	3	0	1	16	3
	計	0	2	13	24	29	8	9	85	30
西部	男性	1	6	24	53	71	46	15	216	94
	女性	1	2	16	15	6	7	1	48	9
	計	2	8	40	68	77	53	16	264	103

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計（令和2年12月31日現在）」

<一般診療所従事医師の性・年齢別割合>

圏域	性別	20代	30代	40代	50代	60代	70代	80代以上	計	うち 65歳以上
全国	男性	0.2	3.4	14.0	25.8	32.2	17.7	6.7	100	39.8
	女性	0.5	9.8	28.4	29.4	20.1	8.6	3.2	100	20.0
	計	0.3	4.7	17.0	26.6	29.7	15.7	6.0	100	35.7
鳥取県	男性	0.2	2.4	11.3	23.1	35.3	19.3	8.4	100	45.0
	女性	1.0	5.2	30.9	30.9	14.5	13.4	4.1	100	23.7
	計	0.4	2.9	14.8	24.4	31.6	18.2	7.7	100	41.2
東部	男性	0.0	1.8	10.8	21.1	37.4	19.9	9.0	100	49.4
	女性	0.0	9.1	30.3	21.2	15.1	18.2	6.1	100	33.3
	計	0.0	3.0	14.1	21.1	33.7	19.6	8.5	100	46.7
中部	男性	0.0	2.9	13.0	23.2	37.7	11.6	11.6	100	39.1
	女性	0.0	0.0	25.0	50.0	18.7	0.0	6.3	100	18.8
	計	0.0	2.4	15.3	28.2	34.1	9.4	10.6	100	35.3
西部	男性	0.5	2.8	11.1	24.5	32.9	21.3	6.9	100	43.5
	女性	2.1	4.2	33.3	31.2	12.5	14.6	2.1	100	18.8
	計	0.8	3.0	15.1	25.8	29.2	20.1	6.0	100	39.0

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師統計（令和2年12月31日現在）」

<医療施設従事医師（一般診療所）の平均年齢>

圏域	H20	H22	H24	H26	H28	H30	R2
鳥取県	58.4	58.6	59.5	60.4	60.9	61.3	61.2
東部	58.8	59.0	60.2	60.9	62.1	62.3	62.0
中部	59.4	59.5	59.5	60.3	61.3	61.5	60.4
西部	57.6	58.0	59.1	60.1	59.8	60.5	60.8

出典：厚生労働省「医師・歯科医師・薬剤師調査（統計）」

<医療施設従事医師（一般診療所）の主たる診療科別の医師数>

	鳥取県	東部	中部	西部
総数	548	199	85	264
内科	252	97	40	115
呼吸器内科	1	0	0	1
循環器内科	4	1	1	2
消化器内科(胃腸内科)	13	6	5	2
腎臓内科	6	1	1	4
脳神経内科	6	3	0	3
糖尿病内科(代謝内科)	3	1	0	2
血液内科	1	1	0	0
皮膚科	24	8	4	12
アレルギー科	1	0	0	1
リウマチ科	0	0	0	0
感染症内科	0	0	0	0
小児科	46	17	8	21
精神科	16	2	2	14
心療内科	4	2	0	2
外科	11	4	0	7
呼吸器外科	0	0	0	0
心臓血管外科	0	0	0	0
乳腺外科	0	0	0	0
気管食道外科	0	0	0	0
消化器外科(胃腸外科)	0	0	0	0
泌尿器科	9	5	2	2
肛門外科	4	2	0	2
脳神経外科	4	1	1	2
整形外科	49	22	8	19
形成外科	1	0	0	1
美容外科	1	0	0	1
眼科	31	10	4	17
耳鼻いんこう科	18	6	2	10
小児外科	0	0	0	0
産婦人科	24	5	6	13

産科	0	0	0	0
婦人科	3	2	0	1
リハビリテーション科	2	2	0	0
放射線科	1	0	0	1
麻酔科	3	0	0	3
病理診断科	0	0	0	0
臨床検査科	0	0	0	0
救急科	0	0	0	0
臨床研修医	0	0	0	0
全科	1	0	0	1
その他	3	1	1	1
主たる診療科不詳	2	0	0	2
診療科不詳	4	0	0	4

出典：厚生労働省データ集「医師・歯科医師・薬剤師統計（令和2年12月31日現在）」

④初期救急の状況

(全県)

本県の人口10万人あたりの時間外等外来患者数は、40,398人(全国51,538人)と、全国を下回っています。また、時間外等外来患者の対応割合は病院28%(全国15%)、診療所72%(全国85%)と診療所の対応割合が7割以上となっており、診療所が主に時間外等における外来患者対応の役割を担っています。

(二次医療圏)

時間外等外来患者の対応割合は、東部圏域では病院28%、診療所72%、西部圏域では病院19%、診療所81%といずれも診療所の対応割合が高くなっていますが、中部圏域では、病院58%、診療所42%と他の圏域と比べると、病院の対応割合が高くなっています。

<病院・一般診療所の時間外等の外来患者数、外来施設、対応割合> (単位:算定回数/月、%)

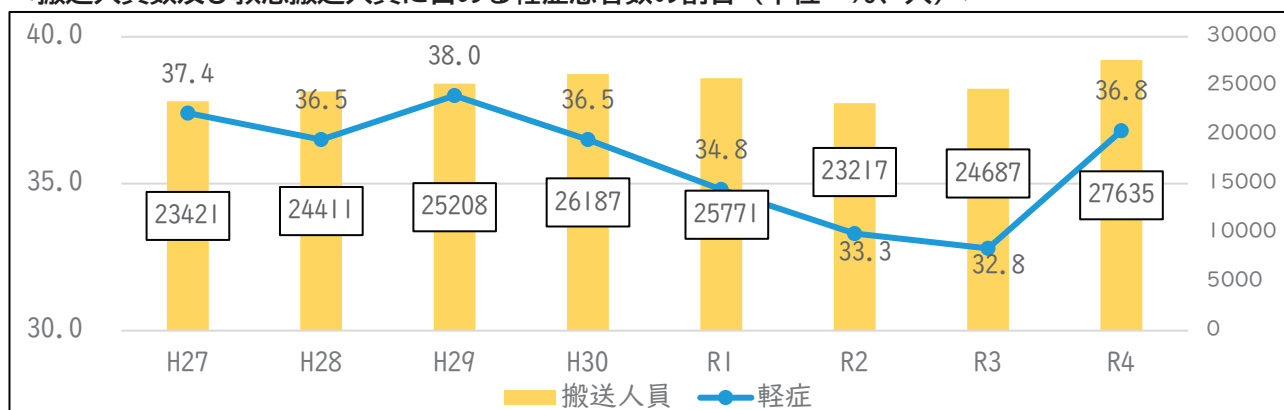
圏域名	時間外等外来患者延数 (人口10万対)			時間外等外来施設数 (人口10万対)			時間外等外来患者の対応 割合 単位: %		
	病院	診療所	計	病院	診療所	計	病院	診療所	計
全国	7,748	43,790	51,538	6	54	60	15	85	100
鳥取県	11,320	29,078	40,398	8	62	70	28	72	100
東部	10,946	27,902	38,848	6	54	60	28	72	100
中部	17,580	12,646	30,226	10	55	65	58	42	100
西部	8,953	37,370	46,323	8	73	81	19	81	100

出典:厚生労働省「NDB」(令和元年度)

休日夜間における初期救急医療については、各地区医師会が、保健医療圏ごとに休日夜間急患センターを設置し、対応しており、診療所医師が主にその役割を担っています。

救急搬送人員数が増加傾向にあるとともに、救急搬送人員のうち軽症者の割合が4割前後で推移しており、本来、初期救急医療機関で受け入れるべき患者を二次救急医療機関で受け入れている場合があることから、二次救急医療機関の負担軽減を図る必要があります。そのため、救急医療機関や救急車の適切な利用について、県民に対し、より一層の普及啓発を図っていく必要があります。

<搬送人員数及び救急搬送人員に占める軽症患者数の割合(単位: %、人)>



出典:鳥取県危機管理部消防防災課「消防防災年報」

⑤在宅医療の実施状況

(全県)

本県の人口10万人あたりの訪問診療患者延数は17,452人(全国17,151人)、往診患者延数は3,014人(全国2,075人)と、いずれも全国を上回っています。

訪問診療・往診を実施する医療機関を見ると、一般診療所の割合が94.0%となっており、在宅医療の多くを診療所が担っています。

(二次医療圏)

人口10万人あたりの訪問診療患者延数は、西部圏域が21,704人で最も多く、次いで中部圏域が15,112人、東部圏域が14,097人と最も少なくなっています。往診患者延数も同様に、西部圏域が4,366人で最も多く、次いで中部圏域、東部圏域の順となっており、他の圏域と比べると、西部圏域における10万人あたりの訪問診療・往診患者延数が多くなっています。

<人口10万人あたりの訪問診療患者数>

圏域名	訪問診療患者延数 (人口10万対) 単位：算定回数／月			往診患者数延数 (人口10万対) 単位：算定回数／月			訪問診療及び往診患者 対応割合 単位：％		
	病院	診療所	計	病院	診療所	計	病院	診療所	計
全国	2,091	15,060	17,151	142	1,933	2,075	6.9	93.1	100
鳥取県	1,063	16,389	17,452	173	2,841	3,014	6.0	94.0	100
東部	964	13,133	14,097	144	1,666	1,810	7.0	93.0	100
中部	717	14,395	15,112	167	2,407	2,574	5.0	95.0	100
西部	1,309	20,395	21,704	204	4,162	4,366	5.8	94.2	100

出典：厚生労働省「NDB」(令和元年度)

訪問診療の利用者は今後も増加し、2040年頃がピークとなる見込みとなっています。在宅医療の多くが、診療所を中心に提供されており、訪問診療件数は増加傾向にあるものの、診療所の医師の高齢化も進んでおり、対応する医師の負担も大きくなると推測されます。

今後の需要増に対応し、在宅医療を進めるためには、新たな担い手を育成するほか、在宅療養支援病院や在宅療養後方支援病院など訪問診療を行う在宅医療機関への支援体制の充実が求められています。

<訪問診療の需要見込み>

圏域名	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年
東部	1,645	1,888	2,045	2,165	2,326	2,527	2,524
中部	902	1,007	1,062	1,094	1,149	1,223	1,193
西部	1,796	2,059	2,243	2,389	2,551	2,715	2,642

出典：厚生労働省「NDB」

⑥公衆衛生に係る医療(学校医等)

(学校医・産業医)

学校医とは、健康相談や健康診断などの保健管理に関する専門的事項に関する指導に従事す

る医師のことを言い、学校保健安全法に基づき、学校には学校医が置かれています。

本県における学校医数（園医含む）は 214 人で、県内の学校に学校医として配置されており、学校の健康診断等を実施しています。

二次医療圏別に見ると、東部医療圏が 91 人で最も多く、次いで西部医療圏が 90 人、中部医療圏が 33 人と他の圏域と比べると少なくなっています。

<学校医数>

	学校数 (※)	鳥取県医師会に登録している 学校医数（園医含む）
鳥取県	317	214 人
東部	124	91 人
中部	78	33 人
西部	115	90 人

※幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校、専修学校、各種学校

出典：学校数：学校基本調査（令和4年度）、学校医数：鳥取県医師会調べ（令和5年12月1日現在）

産業医とは、事業所において労働者が健康で快適な作業環境のもと仕事が行えるように、専門的立場から指導・助言を行う医師を言い、常時 50 人以上の労働者を使用する事業所においては、事業者は産業医を選任し、労働者の健康管理等を行わせなければならないこととなっています。

本県の鳥取県医師会に登録されている産業医数は 344 人となっており、二次医療圏別にみると、西部圏域が 158 人と最も多く、次いで東部圏域 130 人、中部圏域 56 人の順となっています。

<産業医数>

	事業所数 (労働者 50 人以上)	鳥取県医師会に登録している 産業医数
鳥取県	682	344 人
東部	—	130 人
中部	—	56 人
西部	—	158 人

出典：事業所数：経済センサス（令和3年）、産業医数：鳥取県医師会調べ（令和5年12月1日現在）

医師の高齢化や保育施設等の増加により、小児科医等の学校医の確保が難しくなっている地域もあり、一人で複数校の学校医を兼務するケースもあるなど、医師の負担が大きくなっていることから、新たな担い手の確保が求められています。

(予防接種等)

乳幼児健診は、母子保健法に基づいて市町村等が乳幼児に対して行うものです。

また、予防接種は予防接種法に基づき市町村等が実施しているものですが、医療機関によって受けられる予防接種は異なります。

小児科医の不足により、乳幼児を対象とした健診、予防接種を担う医師の確保が難しくなっている地域もあり、新たな担い手の確保が求められています。

(2) 新規開業者等に対する情報提供及び対応

本県においては、診療所の医師の高齢化が進み、地域で様々な役割を担っており医師の負担が大きくなっていることから、各圏域においても、外来医療の各分野における今後の担い手不足が懸念されます。

今後の外来医療機能の維持・確保が図られるよう、新規開業者等に対し、外来医療に係る状況、医療機器の状況、厚生労働省が提供する医療機関のマッピングに関する情報等について情報提供及び周知を図ることで、地域医療への協力を促していきます。

また、協議の場の検討を経て、各圏域で不足し新規開業者等に協力を要請したい事項があれば、あわせて情報提供を行うこととします。

情報提供は、新規開業者が届出様式を入手する機会等に、県ホームページや保健所窓口等において行います。また、新規開業者等へ提供する情報については、県ホームページに情報を掲載し、更新を行うことで周知に努めます。

第4節 医療機器の効率的な活用

(1) 医療機器の効率的な利用の考え方

厚生労働省において、地域の医療ニーズを踏まえた地域ごとの医療機器の配置状況を可視化する指標を作成しています。なお、対象となる医療機器は次のとおりです。

- ・CT（マルチスライスCT 及びマルチスライス以外のCT）
- ・MRI（1.5 テスラ未満、1.5 テスラ以上3.0 テスラ未満及び3.0 テスラ以上のMRI）
- ・PET（PET 及びPET-CT）
- ・放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）
- ・マンモグラフィ

また、医療機関ごとの医療機器の保有状況を明らかにし、医療機器の購入を検討している者等に提供することで、効率的な活用を促します。

具体的な利用方法として、医療機器の共同利用を中心に検討します。共同利用の考え方としては、連携先の病院又は診療所から紹介された患者のために利用される場合を含みます。

(2) 医療機器の活用のための検討

①医療機器の配置状況に関する情報

厚生労働省が各区域における医療機器の配置状況に関する指標として作成した「調整人口当たり台数」の計算式及び対象となる医療機器ごとの当該台数は次のとおりです。

（全県）

本県では、CT、マンモグラフィ、放射線治療（体外照射）の設置台数は、人口10万人あたりで、全国と比べて保有する台数が多い傾向にあります。

（二次医療圏）

二次医療圏別に見ると、CT、MRIの設置台数は中部圏域（CT：19.2台、MRI：6.3台）が最も多く、東部圏域が最も少なくなっています。PETの設置台数は、東部圏域（0.9台）が最も多くなっていますが、中部圏域には設置されていません。マンモグラフィの設置台数は、東部圏域、中部圏域がともに5.0台で最も多くなっています。

$$\text{調整人口当たり台数} = \frac{\text{地域の医療機器の台数}}{\frac{\text{地域の人口}}{10 \text{ 万}} \times \text{地域の標準化検査比率}^{(\ast 1)}}$$

(※1) 地域の標準化検査率比 = $\frac{\text{地域の性年齢調整人口当たり期待検査数(外来}^{(\ast 2)})}{\text{全国の人口あたり期待検査数(外来)}}$

(※2) 地域の人口当たり期待検査数

$$= (\sum \{ \frac{\text{全国の性年齢階級別検査数(外来)}}{\text{全国の性年齢階級別人口}} \times \text{地域の性年齢階級別人口} \}) / \text{地域の人口}$$

<調整人口あたりの医療機器台数(台/10万人)>

圏域名	CT	MRI	PET	マンモグラフィ	放射線治療(体外照射)
全国	11.5	5.7	0.5	3.4	0.8
鳥取県	14.0	5.5	0.5	4.9	1.3
東部	11.0	4.3	0.9	5.0	1.3
中部	19.2	6.3	0.0	5.0	0.9
西部	14.4	6.1	0.4	4.8	1.6

資料：厚生労働省データ集（令和2年医療施設調査）

②医療機器の保有状況に関する情報

既に存在する医療機器の共同利用による効率的な活用を進めるためには、医療機器の購入を検討している医療機関が、各医療機関で保有している共同利用可能な医療機器の配置状況及び利用状況を把握できる環境を整えることが重要となります。

そのため、医療機器の配置状況や医療機器を有する医療機関の情報を県ホームページ上に掲載し、医療機器の購入を検討している医療機関に対し情報提供を行います。

また、当該情報が更新された場合は、随時更新の上情報提供を行っていきます。

<医療機器保有状況(病院・診療所別)>

圏域名	CT			MRI			PET			マンモグラフィ			放射線治療		
	鳥取県	病院	診療所	鳥取県	病院	診療所	鳥取県	病院	診療所	鳥取県	病院	診療所	鳥取県	病院	診療所
鳥取県	84	46	38	32	27	5	3	3	0	27	19	8	8	8	0
東部	26	14	12	10	9	1	2	2	0	11	7	4	3	3	0
中部	22	11	11	7	7	0	0	0	0	5	4	1	1	1	0
西部	36	21	15	15	11	4	1	1	0	11	8	3	4	4	0

資料：厚生労働省データ集（令和2年医療施設調査）

(3) 共同利用の方針

地域医療支援病院を中心として、共同利用に取り組むこととします。対象となる医療機器を購入（更新を含む）する医療機関は、医療機器の共同利用に係る計画（以下「共同利用計画」という。）を作成し、県に提出するものとします。県は、医療機器の保有状況を公表するとともに、医療機器の共同利用について協力を求めることとします。

【共同利用の対象とする医療機器】

- ①CT（全てのマルチスライスCT及びマルチスライスCT以外のCT）
- ②MRI（1.5 テスラ未満, 1.5 テスラ以上 3.0 テスラ未満及び 3.0 テスラ以上のMRI）
- ③PET（PET及びPET-CT）
- ④放射線治療（リニアック及びガンマナイフ）
- ⑤マンモグラフィ

<共同利用計画の記載事項と確認のためのプロセス>

共同利用の対象となる医療機器の新規購入者から提出された医療機器の共同利用計画について、協議の場においてその内容を確認します。また、購入者が共同利用を行わない場合については、必要に応じて、共同利用を行わない理由について確認することがあります。

なお、協議の場における確認は、医療機器の新規購入にあたり共同利用の可否について確認するものであり、機器の購入を規制するものではありません。また、協議の場における確認が、医療機器の新規購入者に不利益を与えることがないよう十分な配慮を行うこととします。対象となる医療機器の購入者に提出を求める共同利用計画の記載内容については、次のとおりとします。

【共同利用計画の記載事項】

- ①共同利用の相手方となる医療機関
- ②共同利用の対象とする医療機器
- ③保守、整備等の実施に関する方針
- ④画像撮影等の検査機器については画像情報および画像診断情報の提供に関する方針

(4) 医療機器の稼働状況

地域の医療資源を可視化する観点から、対象医療機関は、医療機器の稼働状況について、各保健所へ報告することとします。なお、外来機能報告対象医療機関は、外来機能報告をもって当該報告に替えることができるものとします。

【対象医療機関】

令和5年4月1日以降、新たに対象医療機器を購入した医療機関

【稼働状況の報告内容】

- ・医療機関の情報（名称、開設者、管理者、住所、連絡先）
- ・医療機器の情報（共同利用対象医療機器の該当の有無、製造販売者、機種名、設置年月日）
- ・稼働状況（対象医療機器の保有台数、利用件数、共同利用の実績の有無）

第5節 地域の外来医療提供体制の状況

(1) 外来機能報告制度

地域の医療機関の外来機能の明確化・連携に向けて、地域においてデータに基づく議論を進めるため、令和4年4月に外来機能報告制度が創設されました。

外来機能報告により入手可能な紹介受診重点外来や紹介・逆紹介等のデータを活用し、地域の外来医療の提供状況について把握するとともに、紹介受診重点医療機関の機能・役割も踏まえた、各圏域における外来医療提供体制の在り方について、検討を行うこととします。

(2) 紹介受診重点医療機関の明確化

紹介受診重点医療機関は、外来機能の明確化・連携を強化し、患者の流れの円滑化を図るために位置付けられた医療機関です。

紹介受診重点医療機関の選定に当たっては、厚生労働省が定める紹介受診重点外来に関する基準や、医療機関の意向に基づき、協議の場で確認することとされています。

本県では、外来機能報告の結果を基に、各圏域の地域医療構想調整会議において協議が整った医療機関を紹介受診重点医療機関として公表しています。

毎年度実施される外来機能報告の報告結果を踏まえ、地域医療構想調整会議で紹介受診重点医療機関の選定・公表に向け協議することとしており、更新状況については、随時、県ホームページで公表していきます。

<紹介受診重点医療機関(令和6年4月1日時点)>

圏域	医療機関名
東部	鳥取県立中央病院
	鳥取市立病院
	鳥取赤十字病院
中部	鳥取県立厚生病院
西部	鳥取大学医学部附属病院
	独立行政法人国立病院機構 米子医療センター
	独立行政法人労働者健康安全機構 山陰労災病院
	医療法人社団みずとり 米子西クリニック

出典：鳥取県医療政策課ホームページ